

○ 令和6（2024）年度健全化判断比率等（見込）について

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19（2007）年6月制定）の概要

- (1) 目的
- ・地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表により、当該比率に応じた財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図る。
- (2) 健全化判断比率等の公表
- ・健全化判断比率等とは、次の5つの指標である。
①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ⑤資金不足比率
 - ・健全化判断比率等については、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならない。
 - ・当該比率のいずれかが基準以上である場合、財政健全化計画又は財政再生計画の策定が義務付けられている。

(3) 財政健全化への取組

区 分	取 組 内 容
早期健全化段階	①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。 ②上記計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならない。 ③早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣から必要な勧告を受ける。
財 政 再 生 段 階	①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、当該計画を定めるに当たっては、外部監査を受けなければならない。 ②上記計画について、都道府県は、総務大臣に協議し同意を求めることができる。 ※同意なし→災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限される。 ※同意あり→収支不足を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能となる。 ③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣から予算の変更等が勧告される。

2 健全化判断比率について

- (1) 実質赤字比率
- ・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※本県の一般会計等とは、一般会計と8特別会計（公債管理、県営林事業、林業・木材産業改善資金貸付事業、地方独立行政法人県立病院貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、心身障害者扶養共済事業、中小企業高度化等資金貸付事業、就農支援資金貸付事業）である。

（単位：％）

年 度	本 県 A	増 減 B	財政健全化法		〈参 考〉 地方債許可制 移行 基 準
			早期健全化基準	財政再生基準	
令 4 (2022)	—	—	3.75以上	5以上	2.5以上
令 5 (2023)	—	—			
令 6 (2024)	—	—			

実質赤字比率

=

実 質 赤 字 額

標準財政規模（注1）

（注1）

標準財政規模

=

（標準税収入額等＋普通交付税額）

＋ 臨時財政対策債発行可能額

(2) 連結実質赤字比率

- ・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

※全会計とは、「一般会計等」の他、国民健康保険、6企業会計（流域下水道事業、電気事業、水道事業、工業用水道事業、用地造成事業、施設管理事業）を加えたもの。

（単位：％）

年 度	本 県 A	増 減 B	財政健全化法		〈参 考〉 地方債許可制 移 行 基 準
			早期健全化基準	財政再生基準	
令 4 (2022)	—	—	8.75以上	15以上	
令 5 (2023)	—	—			
令 6 (2024)	—	—			

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（注1）}}{\text{標準財政規模}}$$

（注1） 連結実質赤字額 = (A + B) - (C + D)

A：一般会計等及び国民健康保険特別会計の実質赤字の合計額

B：6企業会計の資金の不足額の合計額

C：一般会計等及び国民健康保険特別会計の実質黒字の合計額

D：6企業会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

- ・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

（単位：％）

年 度	本 県 A	増 減 B	全 国 C	増 減 D	財政健全化法		〈参 考〉 地方債許可制 移 行 基 準
					早期健全化基準	財政再生基準	
令 4 (2022)	9.5	▲ 0.1	10.1	0.0	25以上	35以上	18以上
令 5 (2023)	9.4	▲ 0.1	10.1	0.0			
令 6 (2024)	9.4	0.0					

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金（注1）}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(注1) 準元利償還金 = A + B + C + D + E

A：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

B：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

C：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

D：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（※）

E：一時借入金の利子

※債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

①PFI事業に係るもの

②いわゆる五省協定等により、公共施設等を買取るために行ったもの

③国営土地改良事業及び独立行政法人森林総合研究所等の行う事業に対する負担金

④地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料

⑤公債費に準ずる利子補給に係るもの（元金補給分を除く）

⑥その他これらに準ずると認められるもの

(4) 将来負担比率

・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

年 度	本 県 A	増 減 B	全 国 C	増 減 D	財政健全化法		〈参 考〉 地方債許可制 移行基準
					早期健全化基準	財政再生基準	
令4(2022)	103.7	5.1	154.2	▲ 6.1	400以上		
令5(2023)	102.8	▲ 0.9	148.7	▲ 5.5			
令6(2024)	102.9	0.1					

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（注1）} - (\text{充当可能基金額（注2）} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(注1) 将来負担額 = A + B + C + D + E + F + G + H

A : 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

B : 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

C : 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

D : 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E : 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額

F : 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

G : 連結実質赤字額

H : 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

(注2) 充当可能基金額 = A から F までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

3 資金不足比率について

- ・ 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○ 公営企業法適用企業

(単位 : %)

年 度	流域下水道		電 気		水 道		工業用水道		用地造成		施設管理	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
令 4 (2022)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令 5 (2023)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令 6 (2024)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

財政健全化法		〈参 考〉 地方債許可制 移行基準
経営健全化基準	財政再生基準	
20以上		10以上

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（注２）}}{\text{事業の規模（注１）}}$$

（注１） 事業の規模

$$\cdot \text{法適用企業} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

（注２） 資金の不足額

$$\cdot \text{法適用企業} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額（※）}$$

※解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額